

6. 全技連マイスター会功労章授与要綱

(目的)

第1 この要綱は、全技連マイスター会の活動に対し、長年にわたり多大の貢献をなした全技連マイスター会の会員及び員外理事(以下「会員」という)に対し、その貢献を顕彰するため、必要な事項を定める。

(功労章の授与及び適用除外者)

第2 全技連マイスター会は、次条以下の定めに従い、会員に対し、全技連マイスター会功労章(以下「功労章」という)を授与する。

(功労章の種類)

第3 功労章は、「銅色功労章」及び「銀色功労章」並びに「金色功労章」の三種類とする。

(功労章の対象)

第4 種類毎の功労章の対象は、全技連マイスター会定款(以下「定款」という)第22条第1項に定める通常総会終結の時点で、下表のとおり活動経歴を有している会員とする。ただし、1年を超えて全技連マイスター会会費を納めていない会員を除く。

項目	活動経歴	備考
銅色功労章	①全技連マイスター会都道府県支部(以下「支部」という)で役付き理事以上又は監事として2期4年以上 ②単一職種団体(以下「団体」という)で役付き理事以上又は監事として2期4年以上	・「銅色功労章」活動経歴中、「役付き理事以上の職」とは、「支部」にあつては、会長、副会長、総務・会計担当理事又は相当職を言う。また、「団体」にあつては、会長、理事長、副会長、副理事長、専務理事、本部理事、常務理事、常任理事、会計担当理事、理事兼事務局長を言う。
銀色功労章	①全技連マイスター会副会長又は専務理事として1期2年以上 ②全技連マイスター会理事又は監事として2期4年以上	・定款第16条第2項により選任された全技連マイスター会会長、副会長、

金色功労章	①全技連マイスター会会長として 1 期 2 年以上 ②全技連マイスター会副会長又は専務理事として 2 期 4 年以上 ③全技連マイスター会理事又は監事として 4 期 8 年以上	専務理事、理事又は監事（以下「役員」という）は前任者の在任期間を通算しない。 ・定款第 16 条第 3 項による役員は、後任者が就任するまでの期間を役員の在任期間に通算する。
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------

- 2 功労章は、会員歴が第 1 項表中「活動経歴」の年数に満たない者には授与しない。
- 3 すでに銀色功労章または金色功労賞を授与された者には、銅色功労章は授与しない。
- 4 第 1 条、第 2 条及び本条第 1 項の規定にかかわらず、会員以外であって、支部会長の指揮のもとに、支部の事務に 8 年以上従事した者に対して、銅色功労章を授与することが出来る。
- 5 銅色功労章は、全技連マイスター会理事または単一技能士会会長の連絡を受けて、授与する。

（連絡の方法）

第 5 前条第 5 項に定める連絡は、別記様式により行う。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

別記様式

銅色功労章授与候補者連絡書

年 月 日

全技連マイスター会 会長 殿

連絡者 職 _____

氏名 _____ (印)

担当者 職 _____

氏名 _____

連絡先電話番号 _____

下記の者は、全技連マイスター会功労章授与要綱第4に定める銅色功労章の候補者に該当すると思われるので、ここに連絡いたします。

記

1.候補者氏名	
2.所属支部・団体名	
3.会員歴	<ul style="list-style-type: none"> 全技連マイスター会入会年月日： 年 月 日 連絡日現在 会員歴：満 年間
4.該当条項	<ul style="list-style-type: none"> 第4条第1項 表中「活動経歴」① 第4条第1項 表中「活動経歴」② 第4条第4項
5.活動歴	<ul style="list-style-type: none"> 役職名：
	<ul style="list-style-type: none"> 在職歴： 期 年

注・「4該当条項」は該当する項目欄の頭部に丸印を付すこと

・「5活動歴」の役職名及び在職歴は、役付き理事以上又は監事以上の職を通算できる